

# 一般事業主行動計画書

## 第二期

期間

平成28年2月1日～平成33年1月31日（5年間）

医療法人 創健会

# 医療法人創健会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、ワークバランスのとれた職場環境を作ることにより、全ての職員が持てる能力を十分に発揮できるようにする為次の通り行動計画書を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 2 月 1 日～平成 33 年 1 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 計画期間内において女性職員の育児休業取得率 80%以上の水準を維持するとともに、女性職員が出産を経ても復帰、就業を継続し活躍できる環境を整える。

<対策>

- ・平成 28 年 2 月～ 出産・育児に関する制度周知・啓発活動の為、就業規則に基づく育児休業に関する事項や、雇用保険法に基づく育児休業給付など両立支援関連の諸制度に関する職員研修会の準備・実施。
- ・平成 28 年 8 月～ 産前休業開始から育児休業終了まで、必要に応じて代替職員を確保する為の準備、実施。
- ・平成 29 年 1 月～ 妊娠中及び出産後の職員の為の制度相談窓口の設置及び、育児休暇取得経験者による悩み相談窓口の設置。

目標 2 : 仕事と家庭のバランスの調和を図る為、年次有給休暇の取得をこれまで以上に推進し 5 年間で有給休暇取得率を平成 27 年度の 120%以上に押し上げる。

<対策>

- ・平成 28 年 2 月～ 年次有給休暇取得日数を四半期に一度モニタリングし、定期的に現状を把握する準備、実施。
- ・平成 28 年 11 月～ 春季休暇、夏季休暇、年末年始休暇を絡めた計画有給休暇使用を促進しワークライフバランスの充実を図る。
- ・平成 29 年 1 月～ 極端に年次有給休暇の取得率の低い職員が出ない様各部門でも把握、調整し、個人有給消化日数の平均化を促すとともその取得率の底上げを図る。

以上